

兵庫県内の酒類提供を行う飲食事業者等の皆様

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
事務局統括（兵庫県防災監）

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置実施区域での 酒類提供の要件等について（お知らせ）

「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に係る飲食店等に対する使用制限等の要請」については、令和3年6月17日付で通知しているところですが、本通知では、「平日 11 時～19 時の酒類提供は「一定の要件」を満たす店舗に限る」としており、この度、国からの事務連絡等を踏まえ、この「一定の要件」について、下記のとおりとさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

記

1 酒類提供の要件について

（1）平日 11 時～19 時に酒類の提供ができる飲食店等は、次の5つの感染防止対策を全て行っている場合といたします。

- ① アクリル板等の設置（又は座席の間隔（1m以上）の確保）
 - ② 店内入口に消毒設備を設置し手指消毒の徹底
 - ③ 食事中以外のマスク着用の推奨
 - ④ 換気の徹底
 - ⑤ 同一グループの同一テーブルへの入店案内は、原則4人以内

（2）具体的には、酒類を提供する日より前に、別紙1「対策項目チェックリスト①」を印刷していただき、各項目の自己チェックを行っていただくようお願いいたします。

（3）「対策項目チェックリスト①」は、今後の見回り時の確認に写し（コピー）の提出を求めることとなりますので、手元に保存していただきますようお願いいたします。

2 対象区域

神戸市、阪神南地域（尼崎市、西宮市、芦屋市）、阪神北地域（伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町）、東播磨地域（明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町）、姫路市

3 県の見回り活動への協力依頼について

- ・ 県では、これまでから飲食店への見回り活動を実施させていただいており、時短要請など 10 の項目全てに取り組んでいる店舗を新型コロナ対策に適正に取り組んでいる店として認証し、「認証店ステッカー」を交付することとしており、6月21日以降順次郵送させていただくこととしています。

- ・ この度、「認証店ステッカー」を交付している店舗を除く店舗に対しては、改めて、酒類の提供に伴い上記1の5つの対策が適正に行われているかどうかを確認するため、見回り活動を行うこととしていますのでご協力をお願いいたします。
- ・ 見回りの訪問の際には、別紙1「対策項目チェックリスト①」に基づく確認を行いますので、事前にチェックリストの写し（コピー）をご準備いただきますようお願いいたします。
- ・ 見回り訪問時に感染防止対策が行われていないことが確認された場合には、酒類提供を行わないよう要請することといたします。

4 新型コロナ対策適正店認証

- ・ 上記3の県の「新型コロナ対策認証店事業」について、緊急事態宣言期間中休業されていたなどで、今後、認証を希望される店舗については、自店の別紙1及び2「対策項目チェックリスト①及び②」のチェック結果を添えて、6月24日から県のホームページより申請を受け付けることとしています。
- ・ 申請をいただいた後、認証基準を満たしているかの実地確認調査を行った上で認証ステッカーを交付します。

5 その他

「対策項目チェックリスト①」は、協力金支給の際に必要ですので、必ず保存していただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先

◆兵庫県まん延防止等重点措置・時短要請等コールセンター

T E L : 0 7 8 - 3 6 2 - 9 9 2 1 受付時間：平日 9時～17時

◆兵庫県休業・時短協力金コールセンター（協力金に関すること）

T E L : 0 7 8 - 3 6 1 - 2 5 0 1 受付時間：平日 9時～17時

◆県ホームページ

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_taisho.html